

国立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 地方税法の一部改正に伴い、公示送達の方法について規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

国立市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年 3 月国立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

付 則

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この条例による改正後の国立市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。